

柴田町監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等に対する監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年6月19日

柴田町監査委員 関場 孝夫



柴田町監査委員 桜場 政行



1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

2 監査を実施した監査委員

柴田町監査委員 関場 孝夫

柴田町監査委員 桜場 政行

3 監査の概要

(1) 監査の対象

令和7年度補助金等に関する団体

(2) 実施年月日及び対象団体等

| 日時 | 時間 | 対象団体等 | 担当課 |
|--------------|-----------------|--|-------|
| 6月17日 (水) | 13:30 ~15:00 | (公社)柴田町シルバー人材センター ・(公社)柴田町シルバー人材センター運営費補助 ・観光地等整備事業委託 | 商工観光課 |
| 6月18日 (木) | 10:00 ~11:00 | 柴田町社会福祉協議会 ・町社会福祉協議会運営費補助 ・地域福祉センター指定管理委託 ・地域活動支援センター指定管理委託 | 福祉課 |

(3) 監査の場所

対象団体の事務所

(4) 監査の方法及び着眼点

財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、関係資料に基づき、事務の執行状況等を担当職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果

適正かつ効率的に執行されていると認められた。